

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 3 日現在

機関番号：33902

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012 年度

課題番号：22530140

研究課題名（和文）戦後ドイツ連邦体制形成における外圧性と内発性の交錯・融合

研究課題名（英文）The Formation of German Federal System under the Occupation

研究代表者

北住 炯一（KITAZUMI KEIICHI）

愛知学院大学・総合政策学部・教授

研究者番号：20100901

研究成果の概要（和文）：研究成果は、第一に 1949 年に成立した戦後ドイツ連邦制の歴史的位
置を明らかにしたこと、第二に占領体制下における国家化と原連邦化を検出したことである。
前者に関しては、経路依存論に依拠しながら、戦後連邦制の特質を歴史的な連続性と断絶性の
双方から究明した。後者については、アメリカとイギリスの占領地区の州形成、統治体制とそ
の変容を検討し、戦後ドイツ連邦制の原型がいかに創出されたかを解明した。

研究成果の概要（英文）：The first academic achievement is to analyze the historical
significance of the postwar German federal system. The second one is to elucidate how the
proto state and proto federalism were created under the Allied occupation in Germany. I
showed that there are continuity and discontinuity of German federalism. I also
investigated that the preconditions of the framework of the postwar German federal
system were formed before the promulgation of the Basic Law (Grundgesetz) in 1949.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：政治史

1. 研究開始当初の背景

(1) 私は従来、戦後ドイツ連邦制の成立過程に関する研究を様々な側面から行ってきた。連邦制成立をめぐる占領国とドイツの交錯、バイエルン地域アイデンティティと基本法、財政連邦制、連邦参議院、連邦主義言説、ロンドン外相会議とフランクフルト文書に関して究明してきた。

そのなかで、連邦制成立過程のさらなる追究のためには、占領国のドイツに対する外圧性とドイツ側の独自の対応（内発性）の絡み合い、ならびに戦後ドイツ国家構築と連邦制形成に対する占領体制の意義を把握することが不可欠であるとの認識を得るようになった。

(2) こうした問題関心を同じくするような国内外の研究はほぼ皆無であることから、本研究の遂行によってドイツ政治史研究に対して独自の問題提起ができると考えた。また本研究を通じて、近年の比較連邦制研究と「占領と民主体制形成」論にも新たな視座を提供することが可能であろうと判断し、「戦後ドイツ連邦体制形成における外圧性と内発性の交錯・融合」を研究課題として設定した。

2. 研究の目的

(1) ドイツ連邦制の経路依存性を明らかにし、そのなかで 1949 年に制度化される戦後連邦制の歴史的な位置を明らかにする。これを通じて、戦後連邦制構造の歴史的な連続性と断絶性、ならびに同時代状況の規定性を解明する。

(2) 戦後ドイツの州の形成過程を明らかにするとともに、アメリカ占領地区とイギリス占領地区の統治体制とその変容過程を追究する。これによって、戦後ドイツ国家形成と連邦制形成にとって占領期がいかなる意

義を有するかを明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 上記 2. 研究の目的 (1) については、アメリカ連邦制とドイツ連邦制を比較したうえで、ドイツ連邦制の経路依存の観点から、①執行連邦主義と機能分割、②連邦参議院と上院方式、③財政連邦主義と分離・結合財政、④協調的連邦主義と政治的結節といった論点を明らかにする。その際、とくにレームブルッフの所説を踏まえながらも、これに批判的な見方を提供することも研究の狙いとしました。

(2) 上記 2. 研究の目的 (2) については、①州の形成と行政体化・政治体化、②占領地区の統治機構（アメリカ占領地区州評議会、イギリス占領地区州審議会）の形成、③統合経済領域（ビツォーネ）の形成と改革に焦点を定めて究明する。州の領域確定と州の行政体から政治体への展開、ならびに州間調整制度の形成、アメリカとイギリスの占領統治の相違に視点を定めて分析を加える。

4. 研究成果

公にした研究成果は以下の二点である。

(1) 論文「ドイツ連邦制史と経路依存—1949 年連邦制の歴史的な位置—」

レームブルッフの連邦制論とピアソンの経路依存論に示唆を得た本論文は、ドイツ連邦制を時間的推移のなかにおき、「決定的局面」のタイミングと制度選択肢を視野に入れ、自己強化過程を制度の連続性・断絶性・継承性の視点と読み替えてドイツ連邦制史を論じた。

1949 年連邦制には、第二帝制・ワイマール共和制との連続性、すなわち立法権限が連邦に、行政権限が州に帰属する機能分割、連邦参議院方式、協調的連邦主義がある。こうし

た連続性の理由の第一は、連邦構成体(邦国・州)の国家性である。第二帝制と戦後西ドイツのいずれにおいても、連邦国家形成に先行して後に連邦の構成単位となる領域が政治体として構築され、これが国家性ないしは準国家性を具備していた。国家性とは第二帝制に組み込まれる邦国が近代官僚国家として主権の統治体であったこと、準国家性とは戦後占領期に領域画定された州が準主権的統治体として機能したことを意味する。連邦国家建設にあたっては、邦国と州の国家性・準国家性を前提にした連邦制編成原理を制度化しなければならない。邦国と州の国家性を損なわずに、むしろそれを連邦国家の運営に活かす仕組みこそ機能分割・連邦参議院・協調的連邦主義であった。

第二の理由は、連邦全体の統一性である。第二帝制以来、ドイツ連邦制は、連邦全体の法的・経済的・社会的な統一性・単一性を作りだして、これを維持することをつねに目指してきた。敗戦と崩壊に見舞われた戦後ドイツにとっても、統一性・単一性の実現は至上命題であった。

第三の理由は、垂直的・水平的協調性である。構成単位の国家性と連邦全体の統一性を両立させるには、連邦と州の間の、そして州間の交渉・調整の公式・非公式のネットワークが必要である。換言すれば、垂直的・水平的な協調メカニズムが制度化されなければならない。ドイツ連邦制は同質的であるが、一方では連邦構成単位の国家性が強く、他方では連邦全体の統一性の志向が強い。したがって前者の遠心性と後者の求心性を統合する仕組みとして協調関係が構築された。

以上を背景に連続性が歴史を貫いているが、同時に 1949 年連邦制には第二帝制やワイマール共和制との断絶性がある。それは連邦制の制度理念と税財政制度である。1949 年

基本法は「生活状態の統一性」という政策目標を掲げ、これが戦後連邦制の主導理念になった。また基本法は分離財政システムを制度化した。しかしこれは基本法制定後数年で結合財政システムに転換し、1969 年に結合財政システムが確立した。したがって 1949 年連邦制の税財政制度は過渡的であり、その後に継承されたものではない。

では、生活状態の統一性と分離財政システムという 1949 年連邦制に独自の、したがってそれ以前とは断絶する側面が現れたのはなぜであろうか。その理由は、対外的環境の変化とそれを背景とする対内的環境の変化という次のような「決定的局面」にある。

第一に敗戦の結果、食糧危機、都市崩壊、難民・追放民の流入、経済的窮乏に見られる社会的・経済的な危機状況のなかで、ドイツは生活状態の統一性を目指して再建されなければならない。その際、州間の財政力・租税力の格差の是正が緊急課題であった。第二に、集権制を回避すべきとの観点から分離財政システムを求めた占領軍政府の意向を受け入れざるをえなかった。第三に、1949 年時点では財政状況の今後の見通しが不明確であった。

戦後連邦制の枠組みが最終的に確立したのは 1969 年である。最終的確定とは、1969 年財政改革・基本法改正でもって共同事務が導入され、同時に共同税システムが制度化されたこと、そしてこれを契機として政治結節型協調的連邦主義が新たな制度になったことである。

1949 年連邦制には共同税・共同事務・政治結節制度はない。したがって 1949 年と 1969 年には明らかな制度的断絶がある。しかしこの断絶の理解には留保が必要である。なぜなら、1969 年の連邦制改革には歴史を隔てながらも 1949 年と通底する制度理念が見られる

からである。

では、通底する制度理念とは何であろうか。一つは「生活状態の統一性」であり、いま一つは連邦・州間と州間の「協調関係」である。「生活状態の統一性」は社会国家の理念であり、社会国家を本格的に建設するための連邦・州の行政的協働関係と財政的協働関係の制度基盤創出が 1969 年改革であった。1949 年連邦制と 1969 年連邦制の間には、制度形態上の断絶がありながらも制度理念上の連続性が存在する。

最後に総括すれば、ドイツ連邦制における第二院制度は第二帝制のプロイセン覇権型連邦参議院、ワイマール共和制の連邦優位型連邦参議院、そして戦後の協働型連邦参議院として展開した。税財政制度は第二帝制の邦国依存分離システム型、ワイマール共和制の連邦優位結合システム型、1949 年の分離システム型、1969 年の結合システム型に発展した。協調的連邦主義は、第二帝制の端緒的形態、ワイマール共和制の連邦優位型、1949 年の機能分離型、1969 年の政治結節型と進展した。1949 年基本法は、第二帝制・ワイマール共和制の連邦制との間で、またその後の 1969 年連邦制との関係で、制度形態および制度理念において連続性と断絶性を有し、過渡性を帯びた連邦制を生み出したのである。

(2) 論文「ドイツ複合占領における国家化と原連邦制」

ドイツの占領統治体制には次の特徴があった。第一に、占領形態は直接統治（直接占領）と間接統治（間接占領）が絡み合う複合占領である。直接統治とは連合軍政府がドイツ側の意向とは関わりなく統治することであり、間接統治とは占領軍政府がドイツ側の機関の意思決定を介して統治することである。複合占領とは、連合国の直接統治

から間接統治に移行する側面、直接統治が存続する側面、直接統治と間接統治が並存する側面といったさまざまな側面が絡み合う占領体制である。したがって、ドイツ占領を日本の間接占領とは異なる直接統治であったと捉えることは正確でない。

第二に、占領統治体制のもとで、州レベルでは州の境界設定、州の行政体化、州憲法の制定、州の政治体化という順序で政治プロセスが進行した。州の境界設定は州の領域を確定して州を設けること、州の行政体化は州が占領軍政府の統治主体になること、州の政治体化は州憲法に基づいて設けられた州議会の選挙と州政府形成によって州がドイツ側の統治主体になることである。

第三に、占領統治体制は外発性を主要契機としてこれに内発性が加わる形で構築され、また変化を遂げた。外発性とは連合軍政府の意思による政策決定であり、内発性とはドイツ側の意思による政策決定である。外発性は州領域、州首相の任命、アメリカ占領地区の州評議会、イギリス占領地区の地区審議会、ビツオーネ、経済評議会、ドイツ最高裁判所の設置、ドイツ諸州銀行の創設といった占領統治機構の構築における占領軍政府の主導性である。内発性は州憲法制定、州議会選挙、州政府形成、州評議会の立法、経済評議会の立法といったドイツ側の政治意思形成である。したがって、占領体制とは外発性を主要契機としながら内発性がこれを補完する仕組みであった。

第四に、アメリカ占領地区では州評議会の設立によって直接統治から間接統治に移行する一方、これとは異なってイギリス占領地区では地区審議会の設置によって直接統治から準間接統治に移行した。その背景には、アメリカ占領軍政府が分権的統治を促進するが、イギリス占領軍政府は集権的統治を意

図したという違いがある。占領体制は一元的構造ではなく、多元的構造であった。

第五に、アメリカ・イギリス統合占領地区の統治制度は、ビツォーネの設立、その第一次改革、そして第二次改革といった三段階を経た。このプロセスのなかでビツォーネは、設立時の行政体から第一次・第二次改革によって議会化を伴う政治体に発展するとともに、国家要素を具備していった。ビツォーネの第三段階で経済評議会体制が確立し、アメリカ・イギリス統合占領地区は事実上の国家、つまり半国家としての性格を帯びたのである。

こうした占領体制の変化と国家化の進展は、同時に占領地区において連邦制の萌芽形態が生み出される過程、すなわち原連邦制化であった。原連邦制化とは次の意味である。第一に占領初期に州領域が画定され、州が統治主体になった。第二にアメリカ占領地区の州評議会は州首相で構成され、アメリカ・イギリス統合占領地区では経済評議会が州議会選出メンバーで構成され、また経済評議会の州評議会が州政府代表からなることによって、各占領地区および統合占領地区の立法における州の参画が制度化された。このように、原連邦制化はアメリカ占領地区とアメリカ・イギリス統合占領地区のそれぞれで現れた。したがって、占領体制では二元的原連邦制化が進行したわけである。第三にアメリカ占領地区では州評議会の制定法、イギリス占領地区では占領軍政府令、アメリカ・イギリス統合占領地区では経済評議会の制定法を州が執行するという立法と執行の機能分割体制がつくられた。こうした州の統治体化、立法への州の参画、立法と執行の機能分割は1949年の基本法に制度化された連邦制に引き継がれる。この意味で、占領体制とドイツ連邦共和国の間には明らかな連続性がある。

以上の国家化と原連邦制化をポツダム宣言との関わりで位置づければ次のようになる。ポツダム宣言は、占領体制下のドイツに政治体を設けることを避ける一方で行政体の構築は許容し、そしてドイツを経済的統一体として扱うことを求めた。その後ドイツの統一が不可能になるなかで、西側占領地区はポツダム宣言が認めた行政体を形成し、次いでポツダム宣言を超えて政治体の構築に進んだ。経済的統一性はポツダム宣言から乖離してビツォーネのレベルでその国家化とともに達成された。ドイツ連邦共和国の社会的市場経済は西ドイツ建国前のビツォーネにおいてエアハルトによって先行的に始められた。この点でも1949年のドイツ連邦共和国は占領体制を継承していると言える。

(3) 以上の研究は先行研究と比較すれば、以下の点で独創性と独自性を有する。第一に、占領体制を「国家化」と「原連邦制」の概念で捉えたことによって、占領体制が西ドイツ国家の成立にとっていかなる意味をもつかを明らかにし、これによって占領体制研究に新しい見方を提供した。第二に、占領地区間の相違、占領軍政府間の相違、ドイツと連合国の関係、そして占領体制の変容過程を明確にすることによって、占領統治の複合的性格を示した。これもまた占領研究に寄与するものと考えられる。第三に、経路依存論をドイツ連邦制史に適用し、戦後連邦制成立の位置づけを明らかにした点で、本研究はドイツ政治史研究に対する初めての問題提起になった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 北住炯一、ドイツ連邦制史と経路依存—

1949年連邦制の歴史的位置一、名古屋大学法政論集、査読なし、第241号、2011、pp. 1-53

②北住炯一、ドイツ複合占領における国家化と原連邦制、名古屋大学法政論集、査読なし、第246号、2012、pp. 1-57

[学会発表] (計1件)

①「ドイツ複合占領における国家化と原連邦制」中部ドイツ史研究会、2012年3月

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北住 炯一(KITAZUMI KEIICHI)

愛知学院大学・総合政策学部・教授

研究者番号:20100901

(2) 研究分担者

なし

研究者番号:

(3) 連携研究者

なし

研究者番号: